

# 若年雇用

すべての若者に良質な就労機会を—連合の雇用対策

TOPICS

4

連合（古賀伸明会長）は10月18日の中央執行委員会で、未就業や非正規雇用の多い若年層の雇用環境を改善するための「若年者雇用対策」を確認した。潜在的な需要の高い医療・介護や子育て、環境・エネルギー、観光などの分野での雇用創出と併せて、時間外労働の上限規制や勤務間インターバル規制の検討を推進。「すべての若年に良質な就労機会の実現」をめざす。

## 深刻化する若者の就労環境

総務省統計局の「労働力調査（2011年平均・男女計）」によると、若年層の完全失業率は15～24歳で8.2%、25～34歳でも5.7%と、全世代平均（4.5%）を大きく上回っている。また、非正規雇用一七三万人のうち、一五～二四歳の若者在学中の者を除くは四〇〇万人を占める。二〇〇三年の二一七万人をピークに、その後減少傾向にあったフリーターも、〇九年には再び増加に転じ、一〇年には一八三万人となっている。

## 質の高い雇用創出や職業訓練の機会増を

こうした若者を取り巻く状況を踏まえ、連合は「若年者雇用対策」をまとめた。若年者の雇用政策についての基本的考え方として、「わが国の成長力や

競争力を維持・強化しながら国を発展させていくための産業・雇用分野のあり方、そこで必要な人材像とその人材育成策を検討し、「すべての若年者への良質な就労機会の実現」に向けた対策を講じるべき」と指摘。そのことが「結果的に、国の財政や社会保障の安定にも寄与するなど社会全体で利益を享受することになる」としている。

また、政策を講じる際には、「若年者の失業率の改善の視点だけでなく、労働法規違反やハラスメント、長時間労働などの働きかたの問題、貧困の世襲なども含んだ視点が必要」だと強調。雇用の原則は「期間の定めのない直接雇用」であり、それを基本に「質の高い雇用の創出や職業訓練の機会増などの取り組みが求められる」とする。

そして、その実現には、個別課題ごとに対応するのではなく、①働く場をつくる②働く力をつける③働く場とむすぶ④働き続けられる——といった四分野で同時に対策を打つことが重要だとして、それぞれに必要な政策を列記した。

## 職業教育や就職支援の方策を列挙

「働く場をつくる」ための対策は、国が成長戦略の着実な実行を図るとともに、起業や地域・中小企業への支援などを通じて、働き甲斐のある良質な働

く場の創出をめざすべきだとした。とくに、潜在的な需要の高い医療・介護や子育て、環境・エネルギー、観光などの分野に予算・税制措置、規制の見直しなどの施策を集中させることで、産業政策と雇用政策の一体的な推進を促している。

「働く力をつける」取り組みは、「学ぶ権利・機会の保障」と「キャリア教育・職業教育・労働（法）教育の推進」を掲げた。前者は、無償給付型の奨学金制度も含めた「公的奨学金制度」の整備や、二〇一〇年度から実施されている「高校無償化」の継続、定時制・通信制高校への支援強化などによる中途退学者の学ぶ機会の保障、従来の公共職業訓練で対応が困難な者を対象とする「困難度の高い未就業者対策」など。後者は、教育の場から労働の場への円滑な接続の実現に向けて、学校・地域・企業・労組などの連携が図られた社会的教育基盤の整備や、小・中学校段階からの職場体験学習の充実などを訴えている。なお、地方の高校・大学と地元企業の連携強化なども重要としている。

「働く場とむすぶ」は、①学校による就職支援機能の強化②ハローワーク、ジョブカフェ、ジョブサポーターなどの就職支援体制の質・量の向上③就職関連情報の開示の強化④訓練と就職活

動の一体的融合⑤中小企業とのマッチング機能の強化⑥通年採用も含めた新卒採用の拡大⑦指針などによる大学の関与やインターンシップの単位認定の統一的な整備——などの就職支援策を明記した。

## 職場環境改善の取り組みも重要

「働き続けられる」ために改善すべき職場環境の課題としては、まず「長時間労働の撲滅」と「新たな労働時間法制の検討」が求められるとした。具体的には、「すべての労働者が生活時間を確保できるようにするため、長時間労働の撲滅に取り組みむべき」としたうえで、時間外労働の上限基準と勤務間インターバル（休息時間）規制の導入などの新たな労働時間の法制化の検討を求めていく姿勢を打ち出している。

併せて、「ワークルール遵守の徹底」をあげ、労使双方への労働法教育の実施や、労働基準監督機関の強化・充実、期間の定めのない良質な直接雇用への移行の促進も盛り込んだ。

連合は今後、年間総実労働時間一八〇〇時間の実現に向けた「中期時短指針」の進捗動向の検証と今後の進め方の検討を行う。同時に、企業規模に関わらず、時間外割増率の引き上げをはじめとする取り組みも引き続き推進。ワーク・ライフ・バランスと健康に配慮した労働時間法制のあり方や、労働基準法に違反する悪質な企業への対策も検討していく考えだ。

（調査・解析部）